

令和8年10月6日

質 問 回 答 書

件名	パーソナルコンピュータ等の購入(一括調達)
----	-----------------------

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	納入場所について、仕様書記載のR105への一括納入となるのか、台数一覧に記載された各要求部署等への個別搬入となるのか、ご教示ください。	R105への一括納入となります。
2	「納入物を組み立ての上、納入すること」の具体的な作業範囲(開梱、組立、設置・接続、動作確認等)をご教示ください。	メーカー出荷時の梱包状態での納入を想定しており、開梱、組立、設置・接続、動作確認等の作業は不要です。ただし、相当品を納入する場合は、納入後速やかに事務業務に使用できる状態となるよう、必要な組立を行った上で納入してください。
3	OS初期設定、Windows Update、ネットワーク設定等は、本件の作業範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合は、具体的な作業内容をご教示ください。	OSの初期設定、Windows Update、ネットワーク設定等は本調達の作業範囲に含まれておりません。
4	分納(複数回に分けて納入)は可能でしょうか。	分納は認めておりません。
5	搬入・組立作業員の事前登録、入館手続き、車両登録等の事前手続きは必要でしょうか。必要な場合、提出書類や期限等をご教示ください。	必要な手続きについては、落札された際に別途御案内差し上げます。
6	協力会社へ搬入・組立等の履行業務の一部を再委託する場合、再委託先は入札前に確定・提示する必要がありますでしょうか。また、落札後に所定の手続きにより承諾を得ることで差し支えないでしょうか。	再委託については、落札後に所定の手続きにより当機構の承諾を得てください。
7	同等品を提案する場合、入札前に仕様適合確認等の手続きや承認が必要でしょうか。必要な場合、その方法・提出資料等をご教示ください。	同等品提案に係る事前承認手続きは設けておりません。ただし、納入された物品が仕様を満たしていない場合は、検査不合格となる場合があります。
8	グリーン購入法適合品について、納入時等に提出すべき証明書・確認資料等があれば、ご教示ください。	書類としては特に提出を求めておりません。

9	納入後の検査について、契約条項第9条第2項に「検査には乙も立会わなければならない」とありますが、受注者(乙)の担当者が現地で立ち会う必要がありますでしょうか。受注者が事前に届け出・承諾を受けた協力会社の担当者を立会者とすることは可能でしょうか。また、検査は納入当日に実施される予定でしょうか。	契約条項第9条第2項のただし書きの通り、落札業者は立会をせず、当機構職員のみでの検査を行うことも可能です。現状は、納入当日に検査を行う想定です。
10	仕様書に保証期間の記載がありませんが、納入後の不具合等について、メーカー保証以外に必要な保守・修理・交換対応等がありますでしょうか。	仕様書に保証期間の定めはありませんが、契約書第13条に規定する契約不適合責任が適用されます。納入時に存在した契約不適合については、引渡しの日から1年間、修理、交換等の請求を行うことができます。また、通常使用による故障や保守サービスについては特段の要求はなく、メーカー標準保証の範囲を想定しております。
11	参考見積関係資料として「価格表または定価証明書(参考見積を物品の価格で見積る場合)」の提出が求められていますが、メーカーが公表する価格表、カタログ、メーカーWebサイト等により標準価格・希望小売価格等が確認できる資料を、価格表として提出することで差し支えないでしょうか。	価格表、カタログその他参考見積価格の妥当性を確認できる資料の提出をもって代えることも可能です。